

令和3年9月22日

0歳児から2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司

「家庭保育の協力要請」に基づきお休みした場合の
基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて（**実施期間を延長しました**）

日頃から文京区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和3年7月9日付けの文書で、令和3年7月の緊急事態宣言発令に伴う「家庭保育の協力要請」期間中に、区からのお願いに基づき自主的にお休み（以下、「自主休園」という。）いただいた場合は、基本保育料の日割り還付を実施することについて、お知らせしたところです。

この度、緊急事態宣言発令期間が延長されたことに伴い、文京区では家庭保育の協力要請期間を延長し、同期間中に自主休園いただいた場合は基本保育料の日割り還付を実施いたします。

また、緊急事態宣言発令期間以外であっても、保育園で新型コロナウイルス感染症への罹患が発生し園が臨時休園した場合や、児童本人の罹患、及び濃厚接触者特定による健康観察期間における休園は日割り還付の対象となります。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、引続きご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対象期間

令和3年7月12日（月）から令和3年9月30日（木）まで

※緊急事態宣言発令期間の延長に伴い「家庭保育の協力要請」期間を延長する場合は、還付の対象期間も延長となります。

2 対象施設・事業

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 認可保育所 | (5) 事業所内保育事業（地域枠） |
| (2) 認定こども園（保育所部分） | (6) 定期利用保育事業 |
| (3) 小規模保育事業 | (7) 春日臨時保育所 |
| (4) 家庭的保育事業 | (8) グループ保育室こうらく |

3 対象者

上記2の対象施設・事業を利用する0～2歳児クラスの保護者（文京区民に限る）

4 基本保育料の取扱いについて

「家庭保育の協力要請」（令和3年7月9日付、及び8月11日付文書）に基づき自主休園を行った場合、及び臨時休園等が発生した場合は、以下の計算式に基づき算出した金額を還付（返金）します。

【還付（返金）額＝ご自身の基本保育料×自主休園等の日数（※）÷25日（10円未満切捨て）】

5 対象となる休園について

以下に該当する休園状況について、区が直接各園等へ報告を依頼し把握いたします。保護者の皆様からの区へのご報告は不要ですが、園等へ適切にご連絡くださいますようお願いいたします。

- (1) 自主休園：家庭保育の協力要請期間のみ日割り還付の対象となります。

① 児童に体調不良がない場合

- ・**感染拡大防止のために**、あらかじめ園に示したうえで、保護者の在宅勤務等により登園を控えていただいた場合は還付対象とします。ご家庭の用事のための休園は還付の対象とはなりません。
- ・慣れ保育で登園した場合は、短時間であっても登園の実績があるため自主休園には該当しません。

② 児童の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合

- ・鼻水、咳などの軽微な風邪症状で登園できる体調だが、事前に連絡をいただいたうえで登園を控えていただいた場合は還付の対象とします。(医師等の診断により、新型コロナウイルス感染症によるものでないと判明した場合は、判明した日以降の休園は還付の対象とはなりません。また、37.5℃以上の発熱など、通常保育できない程度の体調不良による休園も還付対象とはなりません)。
- ・**児童と同居している家族が濃厚接触者・接触者等に特定され、児童が休園した場合は還付対象とします。**

※還付の対象となるのは、保育の必要性が認められている日のみです。(土曜日を還付の算定日に含むことができるのは、土曜日に保育の必要性が認められている方のみとなります)。

(2) 臨時休園等の場合：家庭保育の協力要請期間以外においても日割り還付の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の罹患者の発生により園が臨時休園した場合の臨時休園期間
- ②児童本人が罹患や濃厚接触者等に特定されたことによる健康観察期間における休園

6 還付にあたってのお手続きについて

(1) 提出書類

還付請求書（令和3年度分）

※ 区ホームページからダウンロードのご協力をお願いいたします。

URL：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html>

※ 令和3年度中に対象のお子さまにつき、一度でもご提出いただいた方については、新たにご提出の必要はありません（振込先口座を変更する場合には、ご提出が必要です）。

※ 還付請求書のご提出がない場合、還付対象のお子さまが認可保育所に在園かつ、保育料の口座振替のお手続きをされているご家庭については、保育料の口座振替登録口座へ還付金をお振込みさせていただきます。

ただし、還付対象のお子さまが地域型保育事業等（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、定期利用保育事業）をご利用されているご家庭は、還付請求書にてご指定の口座にお振込みさせていただきます。ご不明な場合はお問い合わせください。

(2) 提出期限

令和3年11月1日（月）

(3) 提出先

※ 区へ直接提出（郵送可）

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区幼児保育課入園相談係（文京シビックセンター12階）

6 振込予定

令和3年12月中旬を予定しております。※変更となる場合があります。

7 その他

- (1) **基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。**対象期間終了後、文京区において休園状況を園に確認し、還付請求書等により指定された口座へお振込みいたします。
- (2) 家庭保育の協力要請に基づいて自主休園される場合は、「休園届」の提出は不要です。（この場合は2か月の休園期間上限は適用いたしません。）
- (3) 令和3年7月12日に発令された緊急事態宣言の発令期間が**9月30日以降**も延長された場合、家庭保育の協力要請期間を延長し、還付対象期間も併せて延長いたします。**還付請求書提出期限や振込の時期等については区ホームページをご確認ください。**

8 問い合わせ先 幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190